

## 第41号議案

芦屋市職員のサービスの宣誓に関する条例及び芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員のサービスの宣誓に関する条例及び芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月7日提出

芦屋市長 伊 籐 舞

### 提案理由

行政手続の簡素化を図ることを目的に、押印に係る規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の服務の宣誓に関する条例及び芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	<p>様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>

(芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 芦屋市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)  <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 <u>い。</u> (1)～(3) (略) 6～8 (略)	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市職員のサービスの宣誓に関する条例及び芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

行政手続の簡素化を図ることを目的に、押印に係る規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第1条関係）

新たに職員となった者が行うサービスの宣誓に係る宣誓書の様式中、押印欄を削る。

##### (2) 芦屋市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第2条関係）

ア 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出書の提出に当たり、審査申出人の押印を義務付ける規定を削る。（第4条）

イ 関係者が口述書を提出する場合に、提出者の署名押印を要しないこととする。

（第8条）

#### 3 施行期日

公布の日